

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくぐく

■巻頭言■

安倍政治を阻止したい

渋谷 澄夫：2

加藤晋介弁護士の解釈改憲

佐々木 一雄：3

―「社会権」をめぐるその奇抜な新説とベーシックインカム―

成長戦略の柱は崩壊

原野人：9

―悪孫の夢を破れる日は近い?―

生産性賃金論への転換

滝野 忠：11

―連合19春闘方針を論ず(二)―

自国の軍隊が自国民に銃口を向ける!

稲村 守：13

―12・8自衛隊の実弾演習に反対するあいば野集會―

読者からのおたより

.....14

旬刊社会通信

NO.1281

二〇一九年二月一日号

二〇一九年二月一日発行
(毎月一日・五日二回発行)

安倍政治を阻止したい

今年はどうな年にしたいとお考えですか。私は、自民党政権が平和憲法を変えるために躍起になつて現在の政治を何としても阻止したいと強く、強く思っています。何故なら安倍総理の狙いは日本を戦争の出来る国に変えようとしているからです。

よく攻めてきたらどうする？ と云う言葉を聞きますが、私が今改めて述べるより「日本国憲法」読んで下さい。前文と九条だけでも良いのです。是非お読み下さい。

（釈迦に説法？）

それから消費税が遂に10%に上げられます。3から5、5から8そして10%です。既に12、14へと云っている人達もいます。とんでもない事です。まず5%に戻すべきです。

いわゆるモリ・カケ問題も闇の中です。国会答弁は、うそ、ごまかし、いんぺい、はぐらかし、おどし、だんまり、何でもあり。

首相は「寄り添う」とよく云いますが、拉致問題も沖縄も全くその姿勢は見えません。むしろ相手を挑発し、人々の思いを逆なでしているのです。これで平和になりませんか。寄り添っているのはただひたすらアメリカにでしょう。F35戦闘機に1兆円も使うのです。また航空母艦は持たない、持てないと云っていたのに「多用途運用母艦」だとは呆れ果てて言葉も出ません。あの大戦に敗れて日本は平和な国になった筈なのに未だアメリカに占領された状態です。

それは日米地位協定というものが現存し、アメリカの云いなりです。

日本の憲法はアメリカに押しつけられたと云っている人達がこの事にどう思っているのでしょうか。沖縄の怒りをどう収めるのか。

世界を飛び回って外交上手の首相と胸を張っています。成果はどうでしょう。

TPP、日欧EPAとか日米TAG交渉などで日本の農業が危うくなって来ており、水産業にしても然りです。日本の食の危機！

喜んでるのは経済界です。国会で強行採決される殆どが財界に利をもたらしていると思えます。

国会は良識の府と云われていましたが、今やそのかけらも見られず、「何時間も議論したから」など、数の横暴で押し切っています。時間がやなく内容でしょう。如何に国民に理解して貰うかと云うのが本筋でしょう。

教育現場の多忙化も目を覆うものがあります。文科省も道教委も教員増は二の次で多忙解決は現場でやれと云わんばかりです。教育とは子ども第一でしょう。心身ともに追い詰められた教師がゆとりを持って子供達を育てられますか。今や国が決めた法律一辺倒で全国の教育が進められているのです。

我々が「国のため」「天皇のため」として教育された時のように、否、あの時以上に締め付けが厳しくなっているかもしれません。

四月は統一地方選挙です。知事をはじめ、首長、議員、そして夏は参議院選挙です。野党は一致協力して3分の1以上の議席を占めなければなりません。（渋谷 澄夫）

加藤晋介弁護士の解釈改憲

―「社会権」をめぐるその奇抜な新説とベーシックインカム―

一

新社会党の副委員長である加藤晋介氏は、弁護士という法律の専門家でもある。その加藤弁護士が、ここ数年、日本国憲法の第二五条から第二八条にいたるいわゆる「社会権」条項について、学界の通説を批判し、新たな解釈を精力的に提示されている。それに場を提供しているのは「コンパス21」シリーズ（特にその一九号と二〇号）であり、またそこで示された新解釈は、新社会党における昨今の「中期政策補強」関連提案のベースともなっている。

「社会権」とは何か。それは基本的人権の重要な構成要素をなす権利であり、生存権の基本権ないしは社会的基本権といいかえられることもある。その具体的な内容を、わが国の憲法の条項と照らし合わせながら列挙してみれば、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第二五条）であり、教育を受ける権利（第二六条）であり、勤労の権利（第二七条）であり、労働基本権（第二八条）である、ということになる。

氏は、今しがた挙げた四つの条項の相互の関連、すなわち、この四つが互いにどのような位置関係にあるかという点に関して、通説に異論があるようだ。以下、通説と加藤説をそれぞれ紹介し、検討してみよう。

まずは通説を概観する。通説は、第二五条第一項にいう「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定をもって、同条第二項以下第二八条までにいたる「社会権」条項全体の「総則的規定」であるとす。総則的規定であるとは、全体に共通して通用する一般的包括的な規定である、ということである。裏を返せば、他の各条項はこの総則的規定の具体化である、ということでもある。

これは実にすっきりした解釈である。この解釈に沿って「社会権」にかかる各条項を読んでいくと、あらためてそのそれぞれの意味するところも鮮明になってくる。

まず、第二五条第二項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という規定は、第一項で規定された「国民の権利」に対応する国の側の「義務」を定めたものであり、第一項とは表裏一体の関係にある。

また第二六条の教育を受ける権利は、第二五条に規定された生存権の文化的側面等に関わるものである。さらに、第二七条の勤労の権利と第二八条の労働基本権とは、両条項ともにあいまって、第二五条の生存権を、労働の領域において具体化したものである。

このように、第二五条第一項を、同条第二項以下第二八条までにいたる「社会権」条項全体の「総則的規定」であるとするのが通説である。これにより、われわれは、これら条項がまったくもって無視されている現状にあらためて憤りを覚えるとともに、その完全実施のためにこそ闘わなければならないのだという思いをあらたにすることができる。

この通説に挑戦する加藤説とは如何なるものであるか。若干の批判的コメントも加えながら概観してみよう。

氏によれば、「社会国家」（引用者注・社会権の保障を使命とする国家のこと）といえども資本主義社会なのだから、「ベース」にあるのは「自分で働いて食え」「働かざる者食うべからず」という「自助自律原則」であり、「勤労の義務」なのであって、「説明」はこの「勤労の義務」を明記している憲法二七条第一項から始めなければならず、通説のように第二五条の生存権から始めるのは「社会権全体の構造理解」を「誤る」ものだ、という。

たしかに第二七条第一項を見ると、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」となっていて、「権利」とともに「義務」についてもうたわれている。この点について通説は、長年の間、「義務」の方は道徳的な規定にすぎず、法的な効力は認められないとしてきたのであるが、近年、とくに臨調行革以降、「義務」の方にも法的な効力を認めようとする見解が有力になってきているらしい。だがさすがに、「義務」の方を「ベース」やら「原則」にしてこの第二七条第一項全体を解釈するような説は、加藤氏のそれ以外には見当たらない。加えて加藤説は、この「勤労の義務」を、第二七条第一項のみならず、第二五条から第二八条にいたる「社会権」条項全体の「ベース」ないしは「原則」にすえようというのであるから、まさにぶっ飛んだ説だといえはかない。

さらに氏の「説明」は続く。氏によれば、「社会国家」というのは「勤労の義務」という「ベース」の上に「勤労の権利」を「載せて」建設される国家である。国はまず、「勤労の義務」を「円滑に果たさせ」て『自助自律』で生活できるようにする」等の「ため」に、憲法第二六条で国民に「教育を受ける権利」を保障する。また、「勤労の権利」を保障するために、国民に対し、ハローワークを設けて就労機会の提供をしたり、職業能力開発促進法というものをつくって稼働能力を付与したりする義務を負う。このようにして「雇用にありついた人たち」¹が出てくる。この人たちには、憲法第二七条第二項「最低限の労働条件は法律でこれを定める」が用意される。これにもとづき、違反者には刑事罰を伴う労働基準法が定められる。またこの基準以上に「もっと良くしたければどうするか」というと、そのために憲法第二八条で労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）が保障される。

だいたいこんな調子で話が続いて行く。肝心かなめの第二五条（生存権）の話が出てくるのは、ようやくこの後、「社会権」条項全体のしんがりである。いわく、「雇用にありついた人たち」も「怪我をしたり老齢になって労働による収入が得られなくなる」ことがあるし、「障害があったり」して「雇用を得られなかった人たち」も出る、「ここで初めて憲法二五条が顔を出します」ということになる、前者のためには「社会保険・社会福祉」といった「防貧施策」が準備され、後者のためには「公的扶助」（生活保護）という「救貧施策」が準備される、というわけである。

こうして加藤説によれば、「社会権」全体のうちで「原則」の地位を占めるのは「勤

「労の義務」に象徴される「自助自律」の方なのであり、通説において「総則的規定」の地位にあった「生存権」保障規定の方は、あくまでも「原則」がかなわなかった場合の「例外」的事態に対応するためのものであって、そのために準備された救済条項である、ということになるようだ。まさに天地がひっくり返ったような説である。

三

個別的な点にも少し立ち入って、加藤説を批判的に検討してみよう。

第一は、「労働の義務」の問題である。氏は、資本主義社会の「原則」は「働かざる者食うべからず」であるという。だがこれは資本主義社会の「原則」ではない。なぜなら、資本主義社会でたらふく食っているのは、土地や生産手段を所有することで他人の労働を搾取している「働かざる者」の方であって、「働く者」の方はというと、逆にロクな食い物にありついていないからである。「働かざる者食うべからず」とは、むしろ社会主義社会の「原則」である。すなわち、これら「働かざる者」の「財産」を収奪して権力を掌握したプロレタリアートが旧支配階級に対して階級的な独裁を行なう社会の「原則」である。実際、旧社会主義国の憲法は、このスローガンを掲げるのを常とした。ロシア革命以降の資本主義国の憲法も、これら社会主義憲法に煽られるかたちでこの条項をとり入れはじめたが、その際かならず、明文上ないしは解釈上、この「義務」に「道徳的」という修飾語を冠するのを常とした。そうすることでザル法化し、資本主義社会の現実と折り合いをつけるしかなかったのである。

したがって、「労働の義務」条項というのは、本来、その沿革的趣旨にそって不労所得階級にこそ突きつけて、そこへの課税強化等のために活かされるべきものである。氏のように、これを国民大衆に突きつけて大声で説教を垂れるなどというのは、筋ちがいもはなはだしいといわなければならない。大衆は、そんな説教をされなくとも、現に働かなければ食えないのであるから、働く場さえあれば働くのであって、それで満足に食えないからこそ問題なのである。説教する暇があったらちゃんとまともな職場と条件を保障しろ、という話である。

第二は、労働条件の基準とその決定原理をめぐる問題である。氏は、「憲法二七条二項は、『最低限の労働条件は法律でこれを定める』となっております」というので、これを具体化した労働基準法を「労働環境秩序維持を役割とする刑事法」であるとする。そのうえで、この基準「以上」に「労働条件をもっと良くしたければどうするか」と問題を設定し、「これが憲法二八条の『労働基本権』の保障です」とするのである。いわば、「最低限」は国家権力で保障し、それ「以上」については労働基本権を駆使して獲得するという二段階的な「構造理解」である。

これは通説的理解とは大いにことなるし、運動論的にも問題がある。まずもって憲法第二七条第二項は「最低限の労働条件は法律でこれを定める」とはなっていない。これはあきらかに氏の手になる『明文改憲』である。正確には「勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」である。法律（労働基準法）が定めているのは、「最低限の労働条件」だけではない。それを含んだ「勤労条件に関する基準」であり、そこで真つ先にかかげられるのは「労働条件の原則」とその決定原理である。

労働基準法は、まず第一条第一項で「労働条件の原則」を掲げ、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならず」と宣言する。憲法第二十五条の生存権保障規定は、ここですでにその顔を出す。加藤説がいうように、雇用にありついている間は顔を出さず、ありつけなくなつてからはじめて顔を出す、などということではない。

さらに労働基準法は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこともとより、その向上を図るよう努めなければならない」（同条第二項）と続け、第二条第一項では「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」とする。そして、労働条件の決定における「労使対等」という、労働基準法のこの原理を受け、労働組合法は、「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること・・・を目的とする」（第一条第一項）、としているのである。いうまでもなく、労働組合法は、憲法第二十八条の労働基本権保障を具体化したものであるが、それは同時に、憲法第二十七条の「勤労の権利」を現実のものとするための労働条件の決定原理の、その不可欠の構成要素ともなっているのである。それはけつして氏のいうような、労働条件を「最低限度」以上に「もっと良くしたい」場合の付加的なオプションなどではない。

こうして、憲法第二十七条（勤労の権利）と第二十八条（労働基本権保障）とは、ともにあいまって、第二十五条（生存権保障）の労働の領域における具体化となる。とりわけ重要なのは労働基本権の行使を軸とした労使対等原則の確立である。このこととなくしては、法定された「最低限の労働条件」を守らせることすらできない。氏のように、その遵守については国家権力の行使に委ね、それ以上に獲りたいという段になつてようやく労働基本権が顔を出すような憲法の「構造理解」では、いうところの監督官の増員やら違反者に対する厳罰化もまた、所詮は夢物語にすぎないであろう。それにそもそも、いうところの「最低限の労働条件」について、氏はこれを憲法第二十五条にいう生存権保障を実質化すべきものとして法律的に主張構成することができないのである。なぜなら、氏における憲法第二十五条は、「雇用を得られなかった」場合に「初めて・・・顔を出します」とされているのであって、「雇用にありついている間の「条件」を律すべき条項とはされていないからである。だから、氏の憲法論からは、実は法定最低限の改善の要求が出てこないのである。たしかに労働基準法についてはその刑事法としての性格が強調され、既定の条項を遵守させることについてはいろいろと勇ましい言葉もとびかうのであるが、肝心かなめの、最低基準をどのような水準のものとして要求し法定させていくかという段になると、氏はこれを憲法完全実施の闘いとして提起することができないのである。

四

第三には、氏の憲法論における社会保障水準の貧弱さ、ということである。資本主義社会における社会保障制度というものは、労働者階級をはじめとした勤労大衆が、

働いて得た収入で生活することがまったくもしくは不十分にしかできない場合にこれを社会的に保障し、またそのような事態に転落するのを事前に防ぐためのものであり、これによって体制維持をはかっていることとするものである。したがって、その性質上、働いて得た収入で生活するということがどのような状態になっているかということをも「与件」とし、それを現状として追認したうえで、自らをそれに適合させながら制度設計していくという傾向に流れやすい。したがって、社会保障制度の充実に求めるわれわれの闘いの基本は、まずもって働いて得た収入で生活するという労働の領域において憲法第二十五条の完全実施を求め、これを足場にしながら、社会保障政策全般をかぎりなく同じ水準に高めていくこととでなければならぬ。

ところが氏の憲法解釈では、これができないのである。氏における憲法第二十五条は社会保障の領域になってから「初めて顔を出す」のであって、労働の領域で起きている事柄は自己の管轄外で起きている一連の「事件」であり、憲法第二十五条にとっては如何ともしがたい絶対的与件なのである。憲法第二十五条の役割はといえば、この与件のもとでの現状追認的な制度設計に際して、その根拠条項となることにすぎない。

氏はこうした憲法解釈のもと、労働の領域における現状認識とそのもとでの社会保障制度の設計図を提示する。氏はまず、労働の領域における現状について、団塊世代問題があるうえに、非正規労働が増えて十分な社会保障をかけられるような良質な雇用の少なくともなっている、との認識を示し、次いで、社会保障で給付を賄うという前提および制度設計自体が崩れている、というふうにこれを追認する。そしてそこから設計図の作成に着手し、今や生活保護も年金も制度として一体化したうえでベーシックインカムを導入し、金持ちにも貧乏人にも国民のすべてに一律に月額一〇万円程度を支給するしかない、その方が社会保障による社会保障制度よりもはるかに優れている云々、と処方箋を示すのである。そうしたうえで、この処方箋にうやうやしく「憲法第二十五条」「健康で文化的な最低限度の生活」という「のし」を貼りつけるのである。

しかしながら、「月額一〇万円程度」とは、何という貧弱な「健康で文化的な最低限度の生活」であろうか。現在、全労協と全労連、政党レベルでは社民党と共産党が、最低賃金について時給一五〇〇円を目標として掲げ、これを憲法第二十五条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化したものとして要求をしている。月額に換算すれば二四万円（一日八時間×月二〇日）で計算。諸控除前。）であり、控えめな要求ではあるが、筋のとおりた要求である。加藤説とのちがいは明らかである。

そうしたなか、わが新社会党はどうか。現在大あわてで時給一五〇〇円を中期政策補強関連の一項目に掲げるべく下部討議中なのであるが、如何せん、前置きとして展開される憲法論が加藤説風に解釈改憲された（一部は「明文改憲」までされてしまった）それなものである。だから、そのチグハグ感たるや半端なく、唐突に付け加えた感がありありなのである。これでは、「言うだけ番長」よろしく他が主張しているので後れを取らないように一応言ったただけだろうと揶揄されてもしかたがないであろう。

また、「生活保護も年金も制度として一体化したうえで・・・月額一〇万円程度」

というのは、現在生活保護を受給している多くの世帯にとつては大幅な切り下げとなる水準である。わが国の典型的な生活保護世帯というのは、都市部に住む単身世帯であるが、その受けている社会保障給付金（生活保護費十年金等）の合計は、月額で平均約十二万円となっていて、約二万円の赤字となるからである。また生活保護制度が廃止されると、収入が減るだけでなく、支出も増える。国民健康保険料を払わなければならなくなるし、医療機関の受診に際して自己負担金をとられるようになる。それら増額分は月平均約二万円と試算され、先ほどの減収約二万円と合わせれば、月々合計約四万円相当の生活レベルの低下となるのである。そして氏は、このラインをもつて「健康で文化的な最低限度の生活」だといっていることになるのである。

世に生活保護受給者をバッシングする右翼的政治家が多いが、ここまで堂々とレベルそのもの大幅切り下げを主張し、しかもそれを「憲法第二五条にいう生存権保障の実現だ」と言い張る輩は、まれであろう。

五

以上われわれは、憲法の「社会権」条項にかかる加藤晋介弁護士の奇抜な解釈をたどってきた。たどり終えて思うのは、いったいわれわれは何のために憲法擁護を闘ってきたのであろうかということであり、はたしてこんな風に解釈された憲法のためにこれまで闘ってきたのであろうかという疑問である。

いうまでもなく、現行憲法はブルジョア憲法である。だがわれわれは、その完全実施を求めて闘う。現行憲法の平和的で民主主義的な条項は、国際的な労働者階級が流した多くの血の結晶であり、それがブルジョア階級に妥協を強いたことの産物である。これら条項は、もしそれらをほんとうに字義どおり実現しようとするれば、私有財産制を廃止する以外には、すなわち社会を社会主義的に変革する以外には、やりようがないものばかりである。その意味でわれわれはあくまでも社会主義者である。だがまた、社会主義者こそ真の護憲派でもある。われわれはそのことを身をもって示そうとしてきたし、これからも示そうとするだろう。そしてこのことを通じて、改憲阻止の統一戦線を、そしてまた社会主義への展望を、切り開こうとするだろう。

そうしたわれわれにとって、憲法の解釈問題はきわめて重要である。それは階級闘争である。すなわちイデオロギー的形態における階級と階級との闘いである。われわれはこれまで日本の労働者階級が積み重ねてきた憲法解釈を断固として擁護するし、それをゆがめようとする支配階級の試みには断固として反対する。また、「われわれ」の陣営の内部からゆがめようという試みが出てくるのであれば、それにも反対する。それは、階級闘争路線と社会主義に対する動揺のあらわれであり、そのイデオロギー的な表現形態にほかならない。それはけつして目新しいものではない。資本主義の体制的危機を背景に歴史上くりかえしあらわれては消えてきた改良主義の今日の変種にすぎない。労働者階級はこうしたものをつねに克服してきたが、その際、現実の闘いの前進とともに、その理論的誤りを正す思想闘争が重要な役割を果たしてきたということを、けつして忘れてはならないのである。

（佐々木 一雄）

成長戦略の柱は崩壊

― 悪孫の夢を破れる日は近い? ―

原発輸出の崩壊 この数年間に大企業（独占資本）の経営者と安倍首相が、諸外国を訪れたのは何回になるだろう。安倍首相が率いた「トップセールス」の形をとって、実際には独占資本家たちが原発や高速鉄道等売り込むためである。三菱・アレバ連合はトルコ、日立・GE連合はイギリスやリトアニアや台湾、東芝・WHはインドなどに力を入れてきた。安倍政権は原発輸出を成長戦略の柱にすえた。

安倍首相とインドのモディ首相とは、2016年に日印原子力協定に合意した。インドは核保有国で、核拡散防止条約（NPT）に加盟していない。日本は国連で核兵器禁止条約の制定を求める決議案に反対して、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を主導すべき立場でありながら、諸国民を裏切る行動をとってきたが、原発輸出拡大のためにもなりふり構わない行動に出た。協定は17年8月に発効している。

インドには50基以上の原発新設が計画されているといわれ、日本の独占資本と政府の期待は大きいものの、成約はまだ一件もない。

ベトナムには官民一体で売り込みを図り、ニントウアン第二原発（二基）の受注が10年に決まっていたが、16年11月には、政府が原発建設計画の白紙撤回を求める決議を国会に提出し可決された。

台湾では原発に反対する市民運動が強まり、三菱や日立が参加していた新設工事を15年に凍結した。立法院は17年1月に、自然エネルギーの拡大と電力事業の自由化によって、25年までに原発を全廃する電気事業法の改正を可決した。

韓国の文大統領は17年6月に、新規原発の建設白紙化や設計寿命を終えた運転の禁止など、脱原発を推進すると宣言した。安倍首相には文大統領の爪の垢でも煎じて飲ませたいものである。

ドイツでは11年の福島事故の後、全17基の22年末までの稼働停止を決めている。風力や太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの利用成長は目覚ましい。

ベルギーでは福島事故前から、全7基の25年までの運転停止を法制化した。スイスでは国民投票で脱原発が支持され、全5基を段階的に停止する。

リトアニアでは日立が受注する見込みだったが、12年の国民投票で否決された。米国では、東芝の子会社となっていたウェスチングハウスが建設費の高騰などで17年に破綻し、予定していた2基の建設は中止となった。

東芝は海外の原発事業から撤退せざるをえなくなり、英国での3基の建設を受注していた子会社「ニュージェネレーション」を売却しようとしたが、買い手はなく、清算することになりそうである。

いまだに原発を積極的に建設しているのは中国をはじめとする新興国だけである。

三菱とトルコ 2005年に政府・独占資本は海外で建設する原発を装置ごとではなく工事全体を請け負う「原発輸出」方針を掲げ、11年に発足した安倍政権がこれを促進してきた。福島事故後は国内での新設が困難となり原発輸出にますます拍車をかけた。

トルコへの輸出は安倍首相とエルドアン大統領が13年の首脳会談で合意し、三菱重工を中心とする企業連合が4基を建設することになった。当初は伊藤忠商事も事業化の可否を見極める調査に加わっていたが、18年5月には参入見送りを表明した。三菱と政府が共同で進めてきたこの原発輸出も中止せざるをえなくなっている。

中止の最大の要因は、福島事故によって、耐震設計の強化、安全対策上の設備や機器の増加等によって、建設費が当初の見込みから倍増し、5兆円に膨らむ見通しとなったことによる。

なお三菱と日本原燃(青森県六ヶ所村)は、経営再建中の仏アレバに数百億円程度をいまさらあらためて出資した。まだまだあきらめずに新興国への原発受注を共同して目指しながら、内外で増える廃炉商売にも、廃炉技術で提携を深めたい意向である。

日立と英国 トルコへの挫折の後に残された日本独占資本の原発輸出は英国のみとなつた。

日立と英政府は英中西部アングルシー島で原発2基の建設を計画し、20年代前半の運転開始を目指していたが、事業費が安全対策の強化などで当初の2兆円から3兆円規模に増えた。日立は、出資比率100%の英原発事業会社「ホライズン・ニュークリア・パワー」を50%未満に引き下げて、子会社から外したい意向である。日本国内の電力会社などに出資を呼び掛けているが、進行していない。建設計画は凍結し、事実上は中止せざるを得なくなつた。

安全対策による建設費の大幅上昇に対して、採算確保のかなめとなる電力買取価格について、決着していない。日立が高い価格水準を要求しているのに対し、英政府は、電気料金的大幅上昇を避けたい。一方では英国の自然エネルギー発電量が伸びて、原発を超え、風力などの発電コストが急速に低下している。

中西宏明・日立会長は経団連会長であり、国家機関の大きな投融資を求めているが、安倍政権の成長戦略を貫くためにも、簡単に撤退は決めにくい立場である。しかし中西会長は「インベストナブルな(投資によりもうけが期待できる)計画であることがすべての前提条件だ」として、日立は採算が合わなければ撤退する意向を強調した。

今年になって中西会長は、原発政策について「国民が反対するものは造れない」として、国民的議論の必要性を指摘するに至つた。

鬼孫の最期は近い 国家独占資本主義としてかくも力を入れてきた原発輸出は、ついに全てが夢と消えた。安倍君の成長戦略の柱は崩壊したのである。一方では福島県民の命と健康と生活を奪い、放射線管理区域の中に住まわせながら、諸外国に輸出しようとした。他方では先の戦争で20万人の沖縄県民の命を奪い、今は県民意思を真っ向から踏みにして、辺野古に侵略戦争のための新基地建設を強行し、軍備拡大と福祉切り下げだ。

これで彼の政権の土台が揺るがずにはすむであろうか。A級戦犯として巣鴨に収監されながら死刑を免れた祖父の夢を実現しようとする彼の改憲の執念も、われわれの闘い方しだいによっては、悪孫の夢に終わらせる条件が生まれている。

(2019年1月6日、原野人)

生産性賃金論への転換

― 連合19春闘方針を論ず(二) ―

連合が、「生産性3原則が労働諸条件の基礎」とする方針を、19春闘「基本構想」の柱としたことは前号で述べた。『連合白書―2019春季生活闘争の方針と課題』（2018年12月28日発行）は、『生産性3原則』にもとづいた取り組みを社会全体に広げる（16頁）と、生産性3原則を連合幹部、連合傘下労働組合、労働者にスリ込もうと躍起である。

変質

連合の新方針―①賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」の追求、②「働きの価値に見合った」賃金の絶対額値重視―は、労働者一人ひとりの賃金・労働条件重視から資本の生産性重視への、労働組合の基本路線の大転換である。「上げ幅」云々は屁理屈にすぎない。

それは賃上げ要求の考え方をみればはっきりする。基本構想は「社会全体に賃上げを促す観点とそれぞれの産業全体の『底上げ・底支え』『格差是正』に寄与する観点」から、「2%程度を基準とし、定昇相当分をふくめ4%とした。要求基準は18方針と同じに「加工」された。だましのテクニクである。『白書』は「4%程度」の考え方の根拠をこう解説する。

「この要求の組み立てには、実質賃金の維持、可処分所得の維持・向上の要素が含まれている。連合総合生活開発研究所（連合総研）が『賃上げにより消費が景気の下支えとなるケース』、つまり、『実質賃金の伸びが労働生産性の伸びを反映したものとなることで、家計消費が景気を下支えるケース』をシミュレーションし『2019年度の実質GDP成長率は1.2%増、消費者物価上昇率は1.5%と予測され、この結果、実質賃金は0.3%増』との結果を得ている。このときの名目雇用者報酬は2.7%増、現金給与総額は1.8%増となっていることから、連合は経済を自律的な成長の軌道に乗せるためには2%程度の賃上げが必要であると推定している」（23頁）

ここには労働者の生活の実態はなに一つない、賃金は労働力の価格、労働者の肉体的、文化的生計費との考えはない、干からびた数字が舞い踊っているだけだ。すなわち、われわれ（連合）が予想するところでは名目GDPは2.1%、実質GDPは1.2%上がる、物価は1.5%上がるから、名目賃金は2.7%上がることになる、と。コンピュータがはじき出した数字が、要求とされる。まさに「経済整合性」そのまんまである。

連合は19年を「その足がかりを築いていく年」（36頁）とし、『春闘』は賃金決定メカニズム」（37頁）との観点から、「春季生活闘争の構造の再構築に向けた検討に着手する」（同37頁）と、連合結成30年の19年度をきっかけに、春闘の大転換、終結を宣言する。

J C 生産性向上

連合はどのように春闘を「再構築」しようというのであろうか。この方針を先取り

したのがJC（金属労協）の「18年闘争の推進」であった、そこには①生産性向上は経済成長の源泉、②適正な配分がなければ経済成長にはつながらない、③マクロ経済レベルでの適正配分が生産性向上の大原則、④17年度実質GDP成長率1%台半ば、一人あたり実質GDP成長率は0・5%前後、⑤18春闘ではこうしたマクロの実質生産性向上の成果と、実質賃金の引き上げに反映させていく、が内容であった。いわゆる「生産性賃金論」、労働者にはなく、資本の立場に立つ賃金論である。

生産性運動は生産性3原則で階級的労働運動解体を目的とした、労働組合とその幹部、労働組合への思想攻撃、洗脳であった。その中心組合はゼンセン（現UAゼンセン）、JC、電力総連である。

実質生産性基準原理 UAゼンセン

今春闘ではUAゼンセンがJCにつづいた。同労組の「2019労働条件闘争方針（案）」（18年12月6日付）からは、連合が20年から「検討」したいとする、「春闘」の構図が見えてくる。

「1、生産性向上に見合う実質賃金引き上げを定着させ、底上げ、格差是正を進める―日本経済全体の実質生産性向上に見合う実質賃金の引き上げを行うことが、公正な配分であり、内外需のバランスのとれた経済成長、デフレ脱却、賃金格差の是正につながる、さらなる生産性向上へのインセンティブを生み出すことになる。賃金引き上げを継続し、日本経済全体として生活向上に見合う賃金引き上げが定着するよう取り組む。」

要求は「生産性向上に見合った継続的な実質賃金の引き上げを進める」と①実質の生産性向上の伸び率、②消費者物価の伸び率を踏まえ、「2%基準」とする。この考え方からはベアの「概念」は出てこない。要求根拠は「実質生産性基準原理」とされる。具体的にはこうである。

「中期的に日本経済全体の実質生産性の伸び率にあわせて実質賃金を引き上げる。名目賃金の賃金水準引き上げ率の要求は、日本経済全体の実質生産性の伸び率に消費者物価の上昇率を加え、雇用情勢等を踏まえ調整し、決定する」

大歓迎 日本経団連

経団連は1月22日、恒例の経労委報告を発表する。経団連は独占資本の塊、彼らの目的は貨殖、それもゴーン君が日々明らかにしてくれるように、労働者をジャガノート車に投げ込み、無制限の利潤を手に入れること。それには不払い労働を増やし、剰余価値を大きくする。ベアはダメ、総額人件費を減らす、賃金は企業の支払い能力で、資本の絶対的法則であり論理である。これをくずすのは、労働者・労働組合の闘いだ。しかし、連合は生産性賃金論、つまり資本のいう支払い能力論に全面屈服した。経団連会長殿は「ようやくここまで来たか」と大喜びである。

「春闘で（基本給を底上げする）ベースアップが何%かという数字から始めることがおかしい。働き方が多様化し、時間単位で給与が決まる働き手が減る中、労組側が一律の賃上げを横並びで要求し、経営側と闘うという構図ではもはやない。『春闘』

という名称自体に違和感がある。

今後は、新たな価値を生み出した働き手に、賃上げで処遇するという流れが強まっていくのではないか。」

中西氏は「時間単位で給与が決まる働き手が減る中」という。事實は逆だ、時間単位で働く労働者は増え続けている。全労働者の40%にもふくれ上がった不安定雇用労働者の拡大である。IOT、AIといわれる機械化はさらに進み、経団連は技術革新にまっしぐらであるから、熟練労働者、正社員労働者の労働は単純化され、不安定雇用労働者はさらに増える。彼らの労働は「時間」ではかられる。だからウソである。

「新たな価値を生み出した働き手に、賃上げで処遇」もウソである。「新たな価値」を、だれがどのように評価するのか、中西君に率いられる企業の労働屋どもである。

一人ひとりの「新たな価値」は計算できるものではない。資本にとってムダな費用がふえることのないように、労働屋どもは管理を一律に強化し、彼がムダと考える労働者の労働を減らし、労働強化を一律にはかりたい、ただそれだけのことである。

中西君のいう正しいことはただ1つ、『春闘』という言葉に違和感」だけだ。経団連はこれまでいく度も「春闘終焉」を宣伝した。連合の新方針でいよいよこれが視野に入ったと。

中西君はこれより1週間前の記者会見でこうもしゃべっている。

「すでに賃上げは業界横並びではなくなっており、連合もベアの水準だけでなく、さまざまな視点から要求を検討していると指摘。意欲ある社員が報われる処遇のあり方を経営側が検討するか、連合もそれに対応する意見を要望しているのでは」(『日経連タイムス』11月1日付)。(滝野 忠)

自国の軍隊が自国民に銃口を向ける！

12・8住民の命を守り、自衛隊の実弾演習に反対するあいは野集會開催

11月14日の自衛隊演習中の実弾迫撃砲による民間車両被弾事件に抗議して、12月8日午後2時から高島市近江今津町・住吉公園で「住民の命をまもり、自衛隊の実弾演習に反対するあいは野集會」を開催した。緊急集會にもかかわらず県内・近畿各地からたくさんの方の参加を得て、300部印刷のプログラムは無くなり、350人の参加者数となった。会場カンパも10万円弱寄せられた。

主催はこれまで日米合同軍事演習に反対して現地ですべてに集會を開催してきた「あいは野に平和を！近畿ネットワーク」と「あいは野平和運動連絡会」、そして改憲阻止3000万署名運動を推進している「安倍9条改憲NO！市民アクション・滋賀」の3団体の共催。

〈現地報告 是永由・高島市議〉〈近畿ネットの野坂代表挨拶〉〈近畿ネットデモ行進〉

市民アクション・滋賀の仲尾宏共同代表は、「3年前にも実弾で民家の屋根と天井を貫通させたがこの欠陥演習場は即時閉鎖を」と挨拶。近畿ネットの野坂昭生代表は「3年前に続く沖縄では日常のこの事件。実弾演習をやめよという要求だが、本質的には軍隊は住民に銃口を向けている。京丹後のXバンドレーダー基地拡幅含め日米両

軍の増強に、共同軍事演習開催に断固反対し、9条改憲阻止、安倍政権打倒まで闘う」と主催者あいさつ。あいば野平和運動連絡会の早藤代表は来年1～3月に強行予定されているオスプレイ使用の日米合同軍事演習のことなどの説明をされながら挨拶。

現地レポートとして、被害現場近くにお住いの是永宙・高島市議から「子どもが4人いて、通学路近くでの事故である。これだけの爆発力に、撃った方も事故に気付くはずだ。自衛隊がすぐに規則に基づいて演習をやめなかったこと、高島市の対応も問題だし、自衛隊の事故調査委員会は調査中ということだが、第3者を入れないのはおかしい。今回の事故では『40年前にはよく事故があった』と言う地元年輩者含めて本当に不安でいっぱい、怒りでいっぱいだ。『3年前に引越しておいたらよかった』と、ここで生まれ育った年配女性が言う。区長だけを集めた説明会だけで、住民には開かれた説明をせず、さらに怒りを増幅させている。実弾演習は今後一切やめ、徹底した原因究明を」と訴えた。

若狭原発から30キロ圏内のこの市、日ごろ原発闘争とともに闘っていたらいているが、「私も事故10分前には被害地を車で移動していた。」という市民派市議の是永議員のさらなる活躍が期待される。集会は決議を採択し、「人殺しの訓練やめろ」「日米合同軍事演習反対」「安倍9条改憲反対」とシュプレヒコールしながら、市内デモ行進に出発した。自国の軍隊は自国民に銃口を向け、警察は関電や大手ゼネコン・レイシストブラック企業主の用心棒であり、司法含め、国家権力は支配階級の暴力装置であることをつくづく実感したこの1年だった。

『あいば野に平和を！ 近畿ネットワークニュース』創刊号 2018年12月9日)

◇ 読者からのおたより ◇

改選期を迎えて 時の過ぎるのは早い。4月には改選期を迎える。この4年間、市民目線で考え、発言では「提言型の質問」で市民要望を施策に盛り込ませよう努めてきた。施策の実現には、時間もかかり様々な観点からの検討が欠かせない。

一議員の発言だけでは突破できなかった「除雪のありかた」等については、視察や議論の中で整理した課題を「常任委員会報告」として定例会に反映。行政総体の共通認識として理解を広げ、改善・研究が進んでいる。少子高齢化による人口減少下にあつて、未来に負担を回さず、既存の施設をどう適正に管理・運用して行くか。北・北海道の中心市として圏域の産業の育成・活性化をリードするまちづくりが求められる。胆振東部地震に端を発する「ブラックアウト」は、防災への備えを改めて痛感させられた。

私事では、札幌に嫁ぐ上の娘が第3子(姫)を授かった。下の娘と合わせ5人目の孫。連れ合いは産前・産後、風邪などのSOSに対応し、八面六臂の活躍。ジイは自らの存在を問いつつ、子育て時の記憶を反芻。「子(孫)は宝」。歩む歴史が平和であれ。…今年も平和で安心できる暮らしをつくるために全力で頑張ります。… (北海道名寄市議 さくま誠)

さいなら原発・びわこネットワーク第8回総会

日時 2019年2月9日(土) 14時～16時30分

場所 日本基督教団大津教会(JR大津駅より琵琶湖に向かって徒歩5分左側)

内容 ①総会(14時～14時40分)

②記念講演(14時50分～16時30分)

びわこの移り変わり(講師:写真家・中島省三さん(びわこネット会員))

③特別報告・是永宙さん(高島市議、反原発議員市民連盟関西ブロック運営委員)

※終了後、会場から5分の虎吉にて交流会(参加費ひとり3千円)

お問合せ・連絡先 稲村守(事務局長) PCメール: sinamu2002@yahoo.co.jp